

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（概要）

令和 6 年度の介護報酬改定に伴い、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準が下記のとおりの一部改正される。

◎主な改正内容

(1) 管理者の兼務範囲の明確化

介護サービスの質を担保しつつ、効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えがない旨を明確化する。

（対象サービス種別：全サービス）

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

①（看護）小規模多機能型居宅介護事業者について、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。その際、1 年間の経過措置期間を設ける。

（対象サービス種別：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービス事業者、地域密着型通所介護等の通所系サービス事業者について、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

（対象サービス種別：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

(3) 「書面揭示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項を「書面揭示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和 7 年度から義務付ける。

（対象サービス種別：全サービス）

(4) 介護現場の生産性の向上

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の多機能系・居住系・施設系サービス事業者について、現場の課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け

る。その際、３年間の経過措置期間を設ける。

(対象サービス種別：小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護)

(5) 協力医療機関との連携体制の構築

認知症対応型共同生活介護等の居住系・施設系サービス事業者について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、下記の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。その際、３年間の経過措置期間を設ける。

(対象サービス種別：認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設)

- ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。